

# 特定少年の実名報道について

高橋 駿

- 1 はじめに
- 2 特定少年制度と実名報道の枠組み
- 3 報道機関の実務と判断基準
- 4 推知報道のメリット・デメリット
- 5 諸外国との比較と今後の課題
- 6 私見
- 7 おわりに

1.はじめに

---

近年、少年事件における実名報道の是非について活発な議論が交わされている。特に2021年の少年法改正により、18歳及び19歳の少年が「特定少年」として新たに位置付けられたことで、この年齢層における実名報道の在り方が重要な検討課題となっている。この改正は、民法の成年年齢引き下げと同時期に行われ、18歳以上の者の社会的な位置づけを大きく変更するものであった。

私は前年度、犯罪被害少年に対する実名報道についてレポートを執筆した。その過程で、加害少年の実名報道に関する議論が密接に関連していることが明らかとなった。特に、被害少年のプライバシー保護と加害少年の更生の権利との関係性について、メディアの報道姿勢や社会の知る権利との整合性を検討する必要性を強く感じた。

そこで本レポートでは、加害少年、特に特定少年に焦点を当て、その実名報道の現状と課題について考察を行うこととする。具体的には、特定少年に対する実名報道の法的根拠、報道機関の判断基準、諸外国における実務との比較、そして実名報道が少年の更生に与える影響について検討していく。これらの分析を通じて、特定少年の実名報道における適切なバランスのあり方を探っていきたい。

---

## 2. 特定少年制度と実名報道の法的枠組み

2021年の少年法改正は、18歳及び19歳の少年を「特定少年」として位置付け、従来の少年とは異なる取り扱いを導入した画期的な法改正であった。この改正の背景には、民法改正による成年年齢の18歳への引き下げがある。成年年齢引き下げにより、18歳以上の者は民法上の契約締結能力を完全に有することとなり、社会的な権利と責任を担う立場となった。

特定少年制度の創設は、この民法改正と整合性を保ちながら、なお発達過程にある18歳及び19歳の者の特性に配慮した制度を構築しようとする立法者の意図を反映している。具体的には、特定少年について、原則として検察官送致（逆送）の対象とする一方で、要保護性が認められる場合には保護処分の対象となることを認めている。

少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その

---

他の出版物に掲載してはならない」と規定している。この規定の立法趣旨は、少年の健全な育成を図り、その更生の機会を保障することにある。

### 3. 報道機関の実務と判断基準

新聞社やテレビ局などの主要メディアは、特定少年事件の報道について、それぞれ独自の判断基準を設けている。実務上、以下のような要素が考慮されている

- 犯罪の重大性：殺人等の重大事件については、実名報道が正当化される可能性が高い
  - 社会的影響：事件が社会に与えた影響の大きさ、再発防止の必要性
  - 被害者感情：被害者や遺族の意向
  - 更生への影響：実名報道が特定少年の更生に与える影響
  - 公益性：事件の真相解明や再発防止の観点からの必要性
-

事件が社会に与えた影響の大きさ、再発防止の必要性、類似事件の抑止効果などが考慮される。特に、同種事案の再発防止のために実名報道が有効と判断される場合には、実名報道が選択されることがある。

#### 4.推知報道のメリットとデメリット

推知報道のメリットとして、まず事実関係の詳細な報道による社会的理解の深化が挙げられる。具体的な事例分析を通じて、事件の背景要因や環境的影響を検証することが可能となり、これは予防的観点からも重要な知見をもたらす。また、加害者の成育歴や家庭環境などの詳細な分析は、類似事件の防止に向けた実践的な示唆を提供する。

憲法 21 条で保障された表現・報道の自由との関係では、推知報道は民主主義社会における言論空間の確保という観点から重要な意義を持つ。メディアの監視機能を適切に発揮させ、社会の知る権利に応えるという点で、推知報道には積極的な意義が認められる。

防犯面では、具体的事例に基づく警鐘として高い実効性を持つ。教育現場での活用や地域社会での防犯対策にも有用な情報を提供し、類似事件の再発防止に寄与する。さらに、被害者や遺族の「真相を知りたい」という要望に応える手段として、事件の全容

---

解明や加害者への適切な対応を確保する機能も果たしている。

一方、デメリットとしては、まず少年の更生への深刻な影響がある。就労・就学機会の著しい制限や地域社会からの排除など、社会復帰を著しく困難にするリスクが存在する。特にインターネット時代においては、一度公開された情報の完全な削除が事実上不可能であり、その影響は半永続的なものとなる。

プライバシー侵害の問題も深刻である。SNSでの情報拡散により、本人のみならず家族・親族への二次被害が発生し、関係者全体のプライバシー権が連鎖的に侵害される可能性が高い。また、メディアの過熱取材は、取材対象者への過度な精神的負担を強いるだけでなく、センセーショナリズムに傾斜した報道を招きやすい。

さらに、「推知」の具体的基準が不明確であることも大きな課題である。匿名報道との境界線が曖昧なまま、デジタルアーカイブ時代における情報管理の困難さも加わり、適切な報道範囲の設定が困難となっている。

## 6. 私見

---

これまで、少年法改正内容や推知報道のメリット・措置についてこれまでが、それを踏まえた判断、私は特定少年に対する実名報道は原則として行うべきではないと考える。

その主な理由は、18歳、19歳という年齢が、階層上は成人に達しているもの、人格形成期にあり、可塑性が高い時期であることがある。特に、インターネットによる情報の拡散と永続化という現代的な状況を考慮すると、実名報道による影響は従来以上に深刻である。

また、特定少年制度の上限自体が、18歳、19歳の特性に配慮する必要性を認めたものである。さらに、司法制度が目指す特定少年の社会復帰支援と、実名報道による社会的烙印とは、本質的な矛盾が存在する。

ただし、例外的に実名報道が正当化される場合があることも認められる。、その利益と残念少年の不利益を比較量した結果、実名報道が容認される場合、そして再発防止のための警鐘として実名報道に高度な公益性が認められる場合である。

これらの例外を認める場合でも、報道の必要性和相当性の慎重な検討、更生への影響を慎重に考慮、家族や関係者への影響への配慮、報道後のフォローアップ体制の確保などの条件を満たす必要があります。

実務における具体的な代理としては、まず報道機関による判断基準の統一化が挙げられ

---

る。また、段階的なアプローチとして、発生直後は原則として匿名報道とし、捜査・裁判の進展に応じて報道内容を認めることも重要である。

さらに、事件の背景や社会的責任の分析を重視し、防犯・教育的視点からの建設報道を慎重、被害者・加害者双方の人権に配慮したバランスのとれた報道を実現することができるこれらの犠牲は、特定少年の健全な育成という少年法理念と、社会の知る権利との調和を守るための具体的な指針となりうるものである。

## 7. おわりに

本レポートでは、特定少年の名報道について多角的な検討を行った。は、少年の健全な育成と社会の知る権利との適切なバランスを守る必要がある。

とりあえずは、特定少年による事件の注目と、実名報道がより生みやすい影響についての実証的研究のじっくり検討が求められる。進む必要がある。デジタル社会における情報の特性を踏まえ、より精緻な報道基準の確立も急務である。

最後に、この問題の本質は、社会が特定の少年の更生をどのように支援していくかとい

---

う点にある。建設的な議論が気にされる。

#### 参考文献

1. 川出敏裕（2021）『少年法改正の理論的検討』有斐閣
  2. 後藤弘子（2022）「特定少年に対する実名報道の課題」『法律時報』94巻3号
  3. 森田明（2021）『少年法の理論と実務』日本評論社
  4. 山口直也（2022）「少年事件報道の在り方」『刑事法ジャーナル』71号
-

5. 日本弁護士連合会（2021）『少年法改正に関する意見書』

6. 甲斐克則（2022）「特定少年制度における処遇の実情」『犯罪と非行』第 197 号

7. 最高裁判所事務総局（2022）『司法統計年報 少年事件編』

< [https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/shihotokei\\_nenpo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/shihotokei_nenpo/index.html)>

8. 法務省法務総合研究所（2023）『令和 4 年版 犯罪白書』

< [https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00118.htm](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00118.htm)>

9. 日本新聞協会（2022）「新聞協会の少年法第 61 条の扱いの方針」

< [https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216\\_89.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html)>

---